

2025 年 8 月 6 日

回 答 書

（質問項目）

「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」業務委託公募型プロポーザル実施要領 3 ページの「4 参加資格＞（7）過去 10 年以内に同様の業務の委託完了実績を有すること。」について

（内 容）

参加資格における『委託完了実績』ですが、こちらは弊社が事業者として業務を請け負った経歴が必要になりますでしょうか。

弊社内には各種映像制作を請け負った経歴のあるスタッフが在籍し、4k 撮影を行う機器・編集環境などは有しており、また弊社事業の業務の中で、各種の映像制作を行っており、映像制作物そのものはあるのですが、映像制作業務自体としての受託した経歴は有しておらず、契約書等也没有ありません。

事業者として委託を完了した実績そのものがない場合、参加そのものの資格として充分足りえないでしょうか。ご教示お願い致します。

【回答】

映像制作等を本務とした業務委託のほか、契約の名称や業務規模に関わらず、仕様と同様の映像制作等の業務が全体業務内に含まれるものであれば、その業務全体について完了実績があることを前提に、それも委託完了実績として認めるものとします。

なお、この場合は「業務実績書」（様式 4）の（業務概要）欄において、当該業務の概要を記載するものとします。

（記載例）

「●●業務」（業務名称）として一括受託したものであるが、その受託内容には▲▲や■等々の映像製作（…を目的に…の映像を撮影し、編集したもの。）にかかる業務を含んでいる。